

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級コース

事業税

ENTERPRISE TAX

1 回体験講義用テキスト



034-0879-1009-14



事業税 上級コース 上級テキストNo.1 コントロールタワー

回数	教材 学 習 テ ー マ	上級テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論マスター
第 1 回	テーマ1 事業税の体系	P. 1 } } } } P. 46	P. 2 } } P. 7	P. 1 }	1-1 1-2 1-3 1-4 2-9
	テーマ2 法人事業税の納税義務者			P. 15	
	テーマ3 法人事業税の課税団体			P. 57	
	テーマ4 法人事業税の課税客体			P. 61	
	テーマ5 法人事業税の課税標準			P. 139	
	テーマ10 法人事業税の税率			}	
	テーマ21 事業年度			P. 142	
第 2 回	演習第1回（通信添削問題）	/	/	/	/
第 3 回	テーマ6 法人事業税の所得の算定方法	P. 51	P. 8	P. 17	2-1
	テーマ7 法人事業税の外形標準課税	}	}	P. 34	2-2
	テーマ10 法人事業税の税率	}	}	P. 43	2-6
	テーマ8 課税標準に関する特別な計算	P. 94	P. 81	P. 45	2-7
第 4 回	演習第2回	/	/	/	/
第 5 回	テーマ12 法人事業税の申告納付制度	P. 99 } P. 140	P. 82 } P. 99	P. 85	3-1 } 3-5
	テーマ13 法人事業税の確定申告納付			}	
	テーマ14 法人事業税の中間申告納付			}	
	テーマ15 貸借対照表等の提出			P. 108	
	テーマ16 分割法人の申告納付				
	テーマ17 清算中の各事業年度の申告納付				
第 6 回	演習第3回（通信添削問題）	/	/	/	/
第 7 回	テーマ9 法人事業税の収入金額の算定方法	P. 145 } P. 188	P. 100 } P. 194	P. 47	2-3 2-4 2-8
	テーマ11 分割基準			}	
				P. 58	
				P. 63	
				}	
				P. 81	
第 8 回	演習第4回	/	/	/	/

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 1 ~ 46

第 1 回

< 今回の学習内容 >

- **テーマ 1 事業税の体系**
 - 1-1 法人事業税と個人事業税の基本事項の比較
 - 1-2 法人事業税の体系
 - 1-3 個人事業税の体系
- **テーマ 2 法人事業税の納税義務者**
 - 2-1 法人事業税の納税義務者
- **テーマ 3 法人事業税の課税団体**
 - 3-1 法人事業税の課税団体
 - 3-2 事務所又は事業所
 - 3-3 外国法人の事務所又は事業所
 - 3-4 内国法人の外国の事務所又は事業所
- **テーマ 4 法人事業税の課税客体**
 - 4-1 法人事業税の課税客体
 - 4-2 非課税となる事業等
- **テーマ 5 法人事業税の課税標準**
 - 5-1 法人事業税の課税標準
- **テーマ 10 法人事業税の税率**
 - 10-1 法人事業税の税率
 - 10-2 収入金額課税法人の標準税率
 - 10-3 軽減税率適用法人の標準税率
 - 10-4 軽減税率不適用法人の標準税率
- **テーマ 21 事業年度**
 - 21-1 概 要
 - 21-2 通常の事業年度
 - 21-3 事業年度の特例

テーマ 1

事業税の体系

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

事業税の学習をはじめると同時に、まず法人事業税と個人事業税の体系を比較することで全体像を確認する。



学習のポイント

1. 法人事業税と個人事業税の基本事項を比較する。
2. 法人事業税の体系を理解する。
3. 個人事業税の体系を理解する。

1-1 法人事業税と個人事業税の 基本事項の比較

	法人事業税	個人事業税
1. 課税客体	法人の行う事業のすべてであり、その事業の種類を問わない。 ※ 公益法人等については、収益事業に係る所得に限り課税する。	第1種事業・第2種事業及び第3種事業に限定される。
2. 課税標準の算定期間	事業年度単位で算定される。	暦年（1月1日から12月末日までの期間）単位で算定する。 ※ 個人が年の中途において事業を廃止した場合においては、その廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの期間とする。
3. 課税標準の種類	①電気供給業を営む法人 ②ガス供給業を営む法人 ③保険業を営む法人 ④貿易保険業を営む法人 ⑤①～④以外の法人…付加価値額、資本金等の額、所得等	所得のみである。
	収入金額 (+ α)	
4. 所得の算定方法	原則として、法人税の課税標準である所得の計算の例による。	所得税の課税標準である所得の計算について適用される不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する。
5. 税率	法人の性格によって、適用税率が区分されている。	事業の性格により適用税率が区分されている。
6. 徴収方法	法人税の場合と同様、申告納付の方法による。	納税義務者に納税通知書を交付することによって徴収する普通徴収の方法による。

7. 分割基準	事業税は道府県税であるから、法人又は個人が2以上の道府県にまたがって事業を行う場合には、それぞれ関係道府県ごとに課税標準を分割して事業税を納めなければならない。	
	①製造業 …… 従業者の数 ②電気供給業 } ③ガス供給業 } 固定資産の価額 倉庫業 } ④鉄道事業 } 軌道の延長キロメー 軌道事業 } トル数 課税標準の総額 ⑤その他の } $\times \frac{1}{2} \rightarrow$ 事務所・事 事業 } 業所の数 $\times \frac{1}{2} \rightarrow$ 従業者の数	従業者の数

❗ここを覚えろ！

1. 課税客体→法人はすべての事業、個人は一定事業に限定列举される。
2. 課税標準の算定期間→法人は事業年度単位、個人は暦年単位。
3. 課税標準の種類→法人は一部外形標準を採用。個人は所得のみ。
4. 所得の算定方法→法人は法人税、個人は所得税にもとづき算定する。
5. 徴収方法→法人は申告納付の方法、個人は普通徴収の方法。
6. 分割基準→法人がいくつかの種類を持ち、個人は従業者の数だけである。

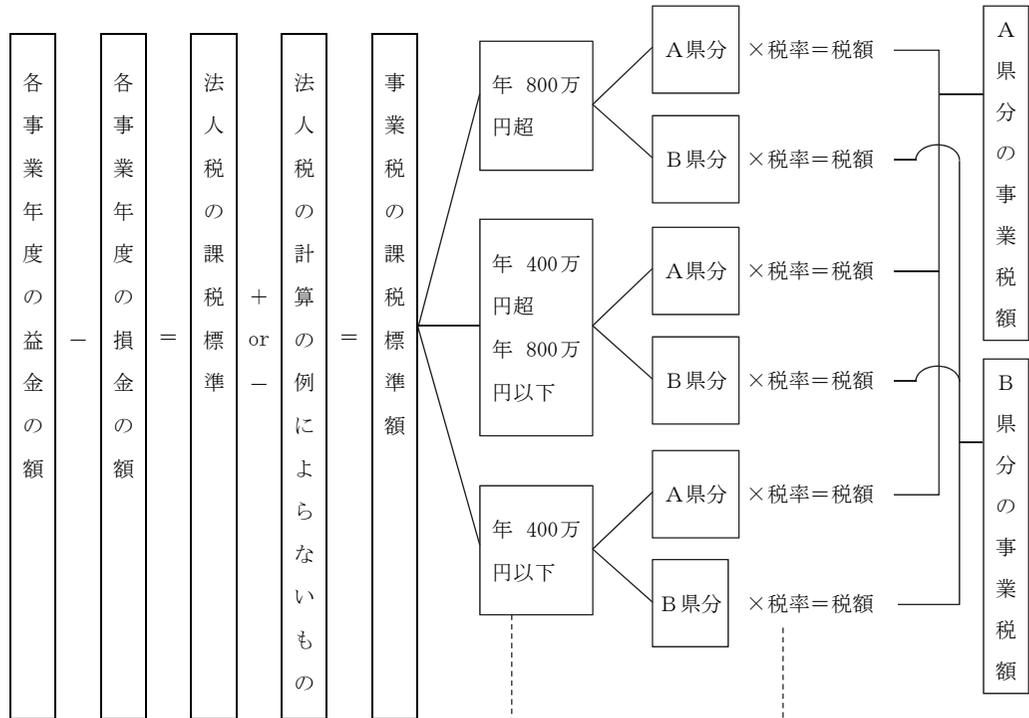
1-2 法人事業税の体系

① 課税標準の概要（法72の12、法72の2①）

対 象		税の区分	課税標準	
(1) (2)以外の事業 (注1)	① ②以外の法人	付加価値割	付加価値額	
		資本割	資本金等の額	
		所得割	所得	
	② 資本金1億円以下の株式会社、特別法人その他の法人	原則	所得割	所得
		特例	資本金の額、売上金額等の外形標準	
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	① ②及び③以外の法人（ガス供給業については導管ガス供給業に限る）		収入割	収入金額
	② 小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	資本金 1億円超	収入割	収入金額
			付加価値割	付加価値額
		資本割	資本金等の額	
	資本金 1億円以下	収入割	収入金額	
		所得割	所得	
	③ 特定ガス供給業		収入割	収入金額
			付加価値割	付加価値額
			資本割	資本金等の額

(注1) ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を含む。

② その他の法人の体系（所得割のみが課される法人の場合）



- ① 海外投資等損失準備金制度の一部不適用
- ② 社会保険診療等に係る所得の課税除外
- ③ 繰越欠損金の損金算入の特例
- ④ 所得税額等の損金不算入
- ⑤ 寄附金の損金算入限度額の調整
- ⑥ 外国税額の損金算入の調整
- ⑦ 残余財産確定事業年度の法人事業税の損金不算入

イ. 所得のうち年 400万円以下の金額	3.5
	100
所得のうち年 400万円超	5.3
ロ. 年 800万円以下の金額	100
	7.0
ハ. 所得のうち年 800万円超の金額	100

<軽減税率不適用法人>
 イ. 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人でかつ
 ロ. 資本金の額が 1,000万円以上

③ 分割基準

対象事業		課税標準	分割基準
(1)	製造業	所得等	事務所又は事業所の従業者の数
(2)	電気供給業 (発電事業)	収入金額	$\times \frac{3}{4} \rightarrow$ 事務所又は事業所の固定資産で発電所の 用に供するものの価額 $\times \frac{1}{4} \rightarrow$ 事務所又は事業所の固定資産の価額
(3)	ガス供給業 ----- 倉庫業	収入金額等 ----- 所得等	事務所又は事業所の固定資産の価額
(4)	鉄道事業 軌道事業	所得等	事務所又は事業所が所在する道府県の軌道の延長 キロメートル数
(5)	その他	所得等	$\times \frac{1}{2} \rightarrow$ 事務所又は事業所の数 $\times \frac{1}{2} \rightarrow$ 事務所又は事業所の従業者の数

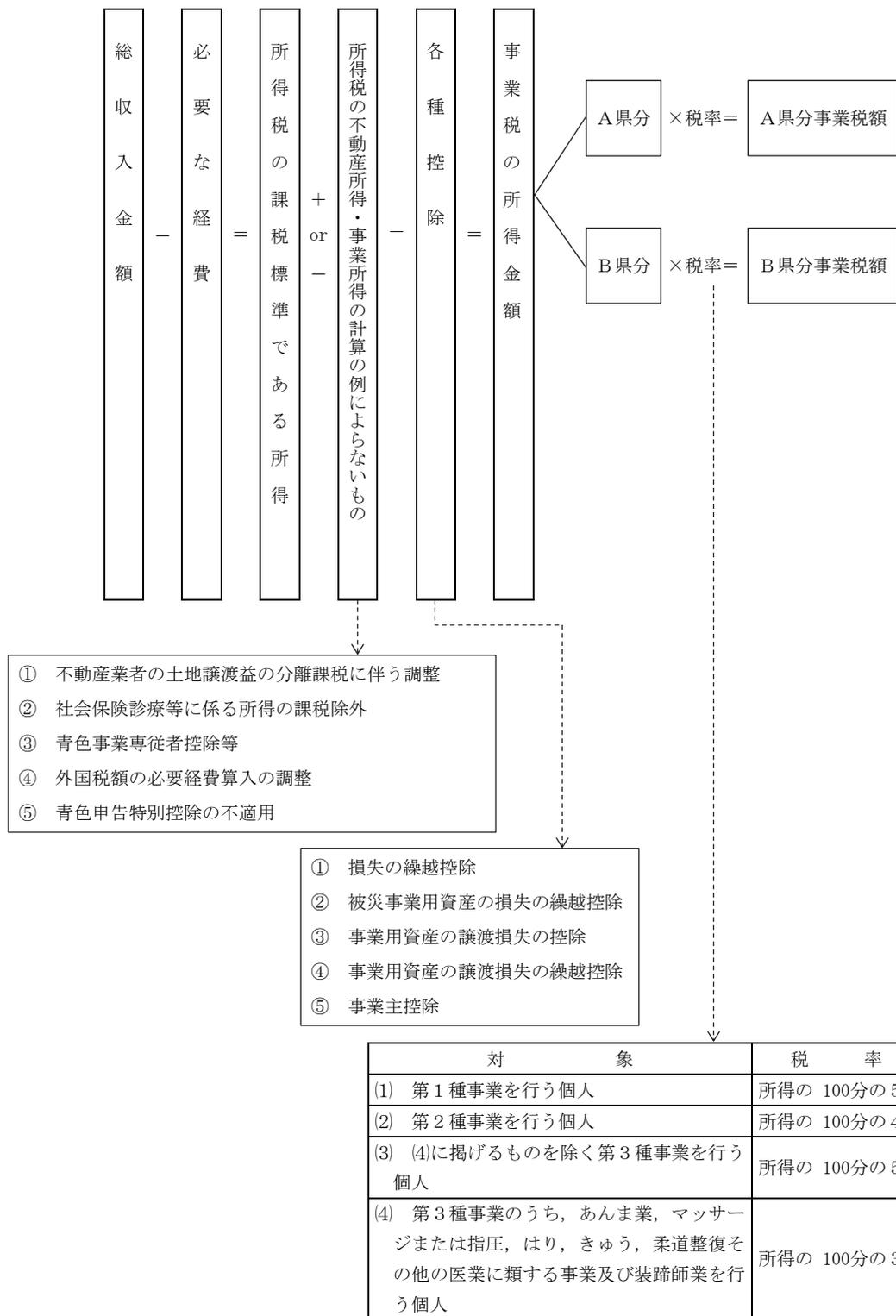
(注) (2), (5)で $\frac{1}{4}$, $\frac{3}{4}$, $\frac{1}{2}$ を行った後の金額→千円未満の端数切捨て

!ここを覚えろ!

1. 法人事業税の区分を把握する。
2. 法人事業税の法人税の計算の例によらないものの項目を覚える。
3. 軽減税率不適用法人の要件を把握する。
4. 分割基準の種類を覚える。

1-3 個人事業税の体系

個人事業税の体系



テーマ 2

法人事業税の納税義務者

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 一

事業税においていかなる法人が納税義務を有するかを原則と例外に分類して学習していく。



学習のポイント

1. 法人事業税の納税義務者は、原則として、いかなる法人なのかを前提条件とともに正確に押さえること。
2. 人格のない社団等は事業税でいかに位置付けられるかを押さえること。
3. 例外的取扱い ①～③のタイトルを挙げられること。
4. 理論マスター1-1（法人事業税部分のみ）を正確に覚えること。

2-1 法人事業税の納税義務者

① 原則① 国内に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う事業に対し、(2)の事業及び法人の区分に応じ、それぞれに定める額によって事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 課税区分

① ②及び③以外の事業

イ ロ以外の法人（外形対象法人）……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業（次の③の事業を除く。）、ガス供給業のうち導管ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。）、保険業及び貿易保険業
……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等（小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。）、発電事業等（発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。）及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人
……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記(2)①ロの法人
……収入割額及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業
……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

② 原則② 人格のない社団等（法72の2④）

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）は法人とみなされて事業税の納税義務者となる。

③ 例外① 外国法人の事務所等（法72の2⑥）

外国法人の行う事業に対する事業税の規定の適用については、その事業が行われる場所で政令で定める一定のものをもってその事務所等とする。

④ 例外② 非課税事業を行う法人（法72の4）

上記1，2，3に該当する法人であっても，地方税法に定める非課税事業のみを行う法人その他一定のものに該当する場合には，事業税の納税義務者とはならない。

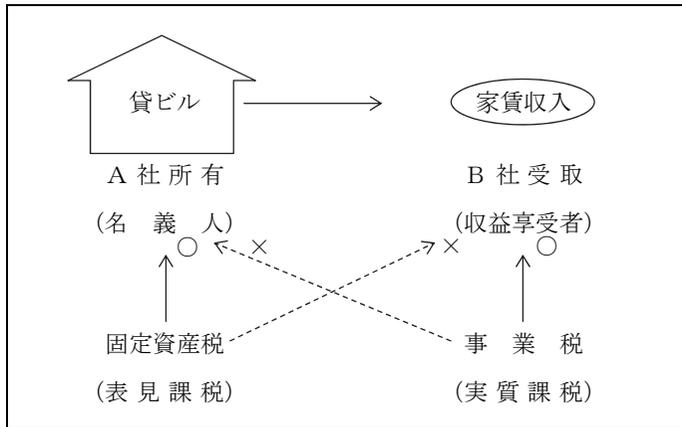
⑤ 例外③ 実質課税の原則（法72の2の3）

事業税において，資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって，その収益を享受せず，その者以外の者がその収益を享受する場合には，その収益に係る事業税は，その収益を享受するものに課することとしている。

つまり，名義人と実質的収益の享受者が異なる場合には，実質的な収益の享受者が納税義務者となる。

(注) 趣旨……事業収益から生ずる所得 → 実質享受者に事業税を課する。

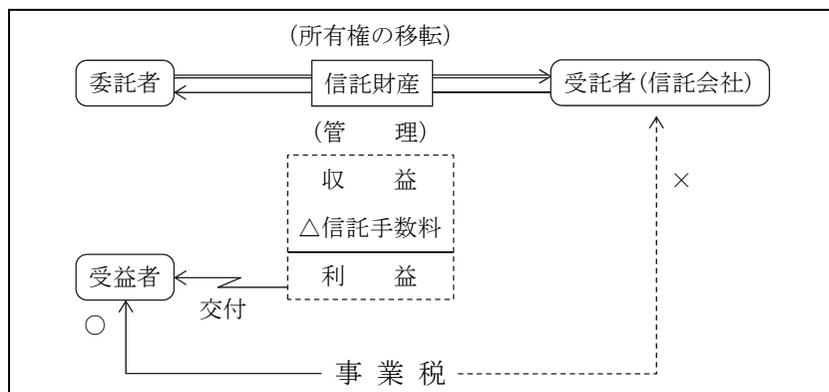
	納税義務者
名義人	×
収益享受者	○



⑥ 例外④ 信託財産と事業税（法72の3）

信託の受益者（受益者として権利を有するものに限る。）は，その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし，かつ，その信託財産に帰せられる収益及び費用は，その受益者の収益及び費用とみなして事業税を課する。

(注1) 趣旨……信託財産から生ずる所得→受益者に事業税を課する。



❗ここを覚えろ!

1. 原則が2つ例外が4つある。

テーマ 3

法人事業税の課税団体

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 一

法人事業税の場合、誰が課税権を有しているかを学習していく。そしてこの事業税における課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事業所の意義についてさらに深く学習していく。



学習のポイント

1. 通常の法人の場合、誰が課税団体となるかを押さえる。
2. 分割法人の場合、いかに課税権の調整が行われるかを理解する。
3. 事務所又は事業所の意義を、ポイントの内容を理解しながら正確に押さえること。
4. 外国法人の事務所又は事業所となる恒久的施設を挙げられること。
5. 課税団体の課税権の範囲を挙げられること。

3-1 法人事業税の課税団体

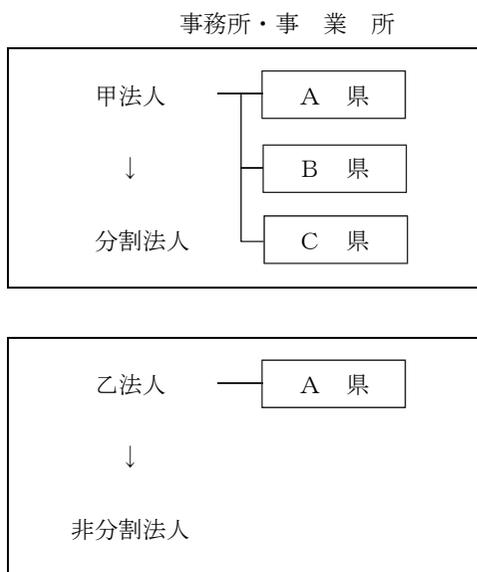
① 法人事業税の課税団体（法72の2）

法人の事業税は、法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県が課するものである。したがって、その事業を行うための事務所又は事業所所在の道府県が課税団体となる。

（注） 地方税法においては、「道府県」という用語が使用されているが、「都」についても道府県に関する規定が準用される。（法1②）

② 分割法人の場合（法72の48①）

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人（分割法人という。）については、その法人の課税標準額を一定の基準（分割基準という。）によって関係道府県間に分割することにより、関係道府県の課税権の範囲を明らかにする。



3-2 事務所又は事業所

すでに記したように、事業税における課税権の有無は、事務所又は事業所の所在によって決定されることから事務所又は事業所の意義は非常に重要なものとなる。

① 事務所又は事業所の意義（取通1-6）

事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

② ポイントの分析

(1) 自己の所有に属するものであると否とを問わず（所有を問わない）

物的設備が必ずしもその法人の所有物でなくとも、たとえば、貸ビルを借りて事業を行っている場合でもよい。

(2) 事業（広い意味の事業）

事務所又は事業所において行う事業は、その法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所又は事業所とされる。

(注) 内部的、便宜的目的のみに供される場所（→事務所又は事業所に含まれない。）

小使等の外に別に事務員を配置せず
もっぱら従業員の宿泊、監視等のみを行う
宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等

(3) 人的及び物的設備（人も物も）

事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられる人的及び物的設備であり、単に物的設備である材料倉庫のみで、人的設備である人員等の配置がないものは事務所又は事業所とされない。

(4) **継続して事業が行われる場所**（継続性）

事務所又は事業所と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所又は事業所とはされない。

（注） 季節営業の場合

避暑地において、季節営業として毎年定期的に2、3ヶ月程度事業を行っている場合には、事務所又は事業所とされる。

 **ここを覚えろ！**

事務所又は事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要が設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

3-3 外国法人の事務所又は事業所

① 外国法人の事務所又は事業所（法72の2⑥）

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とする。

② 恒久的施設（令10）

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等有しない個人（以下「外国法人等」という。）については、その条約において定められたものとする。

(1) 国内にある支店、工場その他の事業を行う場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所。

(2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にするを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

（注）除外する場所

外国法人等に属する物品若しくは商品又はそれらの在庫の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用又は保有する施設等については、それが外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、上記(1)及び(2)に規定する場所に含まれないものとする。

ただし、国内にある上記(1)に掲げる場所（以下、「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する外国法人等が、その事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」という。）においても事業上の活動を行う場合において、当該他の場所が外国法人等の恒久的施設に該当するなど一定の要件に該当するときは、適用されない。

(3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他一定の者

❗ここを覚えろ！

1. 外国法人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって事務所等とする。

2. 恒久的施設とは次に掲げるものである。

ただし、日本国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあるときは、その租税条約に定められたものとする。

(1) 国内にある支店等

- ① 事業の管理を行う場所、支店など
- ② 天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所

(2) 国内にある長期建設工事現場等

(3) 国内にある代理人等

3-4 内国法人の外国に有する事業が行われる場所（法72の24、令20の2の18）

事業税における事業とは国内における事業であり、外国の事業は本来事業税の課税対象から除外されている。ここでは内国法人の外国の事務所又は事業所を明らかにすることで、除外される範囲を確認する。

① 内国法人の外国に有する事業が行われる場所

内国法人が法の施行地以外に有する **恒久的施設** をいう。

② 国外にある **恒久的施設** とは

→ 3-3 ②の(1)～(3)と同様のもの

❗ここを覚えろ！

1. 事業税の事務所又は事業所（まとめ）		
	内 国 法 人	外 国 法 人
国内の 事務所、事業所	3-2 ポイント (1)～(4)	3-3 恒久的施設 (1)～(3)
国外の 事業が行われる 場所	3-4 恒久的施設 (1)～(3)	
2. 上記1で 3-2 と 3-3 の範囲が事業税の課税対象となる。		

テーマ 4

法人事業税の課税客体

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ー

法人の事業税の課税の対象について学習していく。



学習のポイント

1. 非課税となる事業等について、その種類と趣旨を挙げられること。
2. 非課税法人の種類を挙げられること。
3. 非課税事業となる3事業を挙げて、非課税事業である趣旨を説明できること。
4. 非課税所得の趣旨を説明できること。
5. 国際運輸業にかかる相互非課税の趣旨を理解すること。
6. 道府県の条例による課税免除の趣旨を理解すること。

4-1 法人事業税の課税客体

① 法人事業税の課税客体（法72の2①）

法人の事業税の課税客体は、道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のその行う事業である。

すなわち、A県とB県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人がある場合、この法人の行っている事業に対してA県とB県の事業税が課されることとなる。

（注） 個人事業税の課税客体との比較

個人事業税については、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業として法定された事業のみが課税客体となる。

② 課税対象となる事業

法人の事業税の課税客体は、「法人の行う事業」そのものである。したがって法人の行う事業については、法令に特別の定めがある場合を除き、すべて事業税の課税対象となる。

4-2 非課税となる事業等

前記したように、法人の事業税は、原則として道府県において、事務所又は事業所を設けて事業を行うすべての法人の事業に対して課税するが、各種の理由から、法令においてその課税を禁止している事業等がある。

① 非課税事業等の概要

	種類	非課税の趣旨	条文
1	非課税法人	事業を行う法人の公共性から特定の法人の行うすべての事業が非課税となるもの	法72の4①
2	非課税事業	特定の事業について政策的面から特定の法人の行う特定の事業が非課税となるもの	法72の4②, ③
3	非課税所得・収入金額	事業の性格が公共性を有することからその事業から生ずる所得・収入金額を非課税とするもの	法72の5
4	道府県の条例による課税免除	道府県の独自の判断から課税が免除されるもの	法6①
5	国際運輸業にかかる相互非課税	国際運輸業の性格を考え国際間の課税の調整から非課税とされるもの	租税条約・特別法

② 非課税法人（法72の4①）

法人の行うすべての事業を非課税とするものであり、次の法人がこれに該当する。

(1) 国、公共団体等及び一定の独立行政法人（注） 国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団、合併特例区、地方独立行政法人、国立大学法人など一定のもの
(2) 国または公共団体が行うべき事業を行う法人 (株)日本政策金融公庫、地方道路公社、土地開発公社など一定のもの
(3) 高度の公共的業務を行う団体および社会保険を行う団体のうち特別のもの 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本下水道事業団、日本中央競馬会などの一定のもの
(4) 外国と相互的に取り扱うもの 外国法人で法人税別表第1第2号に規定するものに該当するもの（ほぼ(1)から(3)までに掲げる公共法人等に準ずる外国法人）

③ 非課税事業（法72の4②、③）

法人の行う特定の事業を非課税とするものであり、次の3種類の事業がこれに該当する。

(1) 林業

- ① 林業とは、土地を利用して養^{ようびよう}苗、造^{ぞうりん}林、撫^ぶ育および伐^ぶ採を行う事業をいい、養苗、造林、撫育を伴わないで伐採のみを行う事業は含まれない。
- ② したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とするものは林業に該当しない。
- ③ また、しいたけ栽培、うるし採取等の「林産業」も該当しないこととなる。

(2) 鉱物の掘採事業

- ① 鉱物を採取し、これを販売する事業をいう。（鉱業法第3条）
- ② その法人が、これらの鉱物を加工又は精錬する場合には、加工精錬の部分については、課税事業となる。（詳しくは後述する。）
- ③ 鉱物の掘採事業が非課税となるのは、事業税と同性格の鉱産税（鉱物の価格を課税標準とする市町村税）が課税されることから、二重課税を避けるためである。

のうじくみあいほうじん
(3) 農事組合法人が行う農業

農事組合法人（農業協同組合法の規定により設立された法人）で一定の要件を満たすものを行う農業は、非課税とされる。

④ 非課税所得・収入金額（法72の5①、②）

(1) 趣旨

法人の事業税は、いわゆる公益法人等及び人格のない社団等については、法人税の場合と同様これらの法人等の行う事業の公益性に着目し、公益事業部分の所得（収入金額）に対して非課税としている。しかし、公益法人等が収益事業を行っている場合には、一般の法人との税負担の均衡上から収益事業部分から生じる所得（収入金額）については課税することとしている。

(2) 公益法人等

公益法人等とは、次に掲げる法人をいうが、これは法人税法上の公益法人等と一致する。

- ① 公益法人等に該当する独立行政法人
- ② 日本赤十字社、医療法に規定する社会医療法人、商工会議所及び日本商工会議所、商工会及び商工会連合会、非営利型の一般社団法人及び一般財団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等
- ③ 弁護士会及び日本弁護士連合会、日本弁理士会、税理士会及び日本税理士会連合会等
- ④ 法人たる労働組合等
- ⑤ 漁船保険組合、信用保証協会

⑤ 道府県の条例による課税免除（法6①）

前記した非課税は、地方税法等に規定されているもので、道府県はこれらに対しかつてに課税することはできない。

しかし、道府県は公益上その他の理由から課税することが適当でないと思われる場合には、前記以外にも課税しないことができる。

⑥ 国際運輸業にかかる相互非課税

① 内容

国際航路又は国際空路における船舶又は航空機の運輸の事業から生ずる所得に対して関係国との租税条約や政令により相互的に非課税の措置を講じている。

② 非課税の趣旨

国際運輸業から生ずる所得は、国際間を移動することから発生するものであり、

(イ) その所得の帰属が明確でない。

(ロ) 関係国が多いため、各国がかつてに課税することは、手続が複雑になり課税の重複という弊害が生ずるおそれがある。

などの理由から、それぞれの属する本国において、統一的に課税することとし、それにもなつて、他の関係国の国際運輸業に対しては、相互的に非課税の措置を講ずることとしている。

❗ここを覚えろ！

1, 非課税事業等の種類には次のものがある。

(1) 非課税法人

(2) 非課税事業

(3) 非課税所得等

(4) 道府県の条例による課税免除

(5) 国際運輸業にかかる相互非課税

2, 非課税事業は林業、鉱物の掘採事業、農事組合法人が行う農業の3事業である。

3, 公益法人等及び人格のない社団等は、その公益性に着目し公益事業部分の所得等を非課税としている。

テーマ 5

法人事業税の課税標準

理論：重要度 ★★★

計算：重要度 ★★★

法人事業税の課税標準（税率を乗ずるもと）について学習する。収入金額、外形標準といった事業税独特の課税標準がいかなる法人に適用されるのかを確実に押さえながら見て欲しい。



学習のポイント

1. 電気供給業，ガス供給業，保険業及び貿易保険業を営む法人は各事業年度の収入金額を課税標準とする。
2. 上記1以外の法人は①外形対象法人と②その他法人に区分される。
3. 上記2②の法人は，条例の定めがある場合に資本金額，売上金額などの外形標準を課税標準とすることが認められている。

5-1 法人事業税の課税標準

① 課税標準の概要（法72の12、法72の2①）

対 象		税の区分	課税標準	
(1) (2)以外の事業 (注1)	① ②以外の法人	付加価値割	付加価値額	
		資本割	資本金等の額	
		所得割	所得	
	② 資本金1億円以下の株式会社、特別法人その他の法人	原則	所得割	所得
特例		資本金の額、売上金額等の外形標準		
(2) 電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業	① ②及び③以外の法人（ガス供給業については導管ガス供給業に限る）		収入割 収入金額	
	② 小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	資本金 1億円超	収入割	収入金額
			付加価値割	付加価値額
		資本金 1億円以下	資本割	資本金等の額
			収入割	収入金額
	③ 特定ガス供給業	所得割	所得	
		収入割	収入金額	
		付加価値割	付加価値額	
	資本割	資本金等の額		

(注1) ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を含む。

参考

事業税は、公共的施設の利用税であることを考えると、事業から利益が生じない場合にも負担しなければならないこととなる。

したがって課税標準は、資本金額や売上金額などの外形的基準によることが望ましいということになるが、小規模な法人については、企業の税負担能力を考えて利益が生じたときに事業税を課することとしている。

② 何故各事業年度の収入金額を課税標準とするのか

電気供給業、ガス供給業（一定のガス供給業を除く。）、保険業及び貿易保険業については、法人の事業税を顧客に転嫁することなどが比較的容易であることから各事業年度の収入金額を課税標準としている。

また、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等については、収入金額課税方式に加えて、資本金の額が1億円を超える法人には、付加価値割及び資本割が、資本金の額が1億円以下の法人には、所得割が課される。

③ 各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得

(1) 外形対象法人

②により収入金額に課税される法人以外の法人のうちその資本金の額が1億円を超えるものについては、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税方式と、所得に対して課税する所得課税方式により事業税が課される。

- ① 付加価値額…(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益
- ② 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額
- ③ 所得…各事業年度の所得

(2) 所得課税法人(所得割のみが課される法人)

その他の法人については、税負担能力や顧客への転嫁等を考えて、各事業年度の所得を課税標準としている。

④ 課税標準の特例(法72の24の4)

① 外形対象法人以外の法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。)に対する事業税の課税標準は

② 事業の^{じょうきょう}状況に^{じょうきょう}応じ、所得と併せて

③ 資本金額、売上金額、家屋の床面積又は、価格、土地の地積又は価格、従業員

数等を用いることができる。

!ここを覚えろ!

1. 各事業年度の収入金額を課税標準とする法人は電気供給業、ガス供給業(一定の法人を除く。)、保険業及び貿易保険業を営む法人である。
2. 外形対象法人と所得課税法人に係る課税標準について整理しおさえること。
3. 所得課税法人は課税標準の特例として、所得と併せて資本金額、売上金額等を用いることが認められる。
4. “各事業年度”といった用語を書きもらさぬように解答する。

テーマ10 法人事業税の税率

理論：重要度 ★★

計算：重要度 ★★★

法人事業税の税率について学習する。



学習のポイント

1. 地方税法で規定される法人事業税の標準税率を暗記する。
2. 税率の適用時期（区分）をケース別に押さえる。
3. 軽減税率不適用法人の意義を押さえる。
4. 軽減税率不適用法人の判定時期を押さえる。
5. 事業年度が1年に満たない法人の所得階層区分を理解する。

10-1 法人事業税の税率

① 標準税率

地方税法において法人事業税の標準税率が定められている。

(1) 標準税率の意義（法1①五）

地方団体が地方税を課する場合において通常よるべき税率であって、その地方団体が財政上の特別の必要があると認める場合においてはこれによることを要しない税率のことである。

(2) 条例との関係

法人事業税の具体的税率は、各道府県が条例によって定めることとなる。

② 制限税率（法72の24の7⑦）

道府県が、上記の標準税率を超える率で法人事業税を課税する場合には、標準税率に1.2（外形対象法人の所得割については1.7）を乗じて得た率を超える率で課することができない。

③ 課税標準の特例の場合の税率（法72の24の4，法72の24の7⑧）

事業の状況に応じて所得と併せて資本金額、売上金額、家屋の床面積もしくは価格、土地の地積もしくは価格、従業員数等を課税標準として用いた場合の税率は、標準税率の定めはなく、一般の税率による場合の負担と著しく^{きんこう}均衡を失することのないように定めるべきものとされている。

④ 税率の適用区分（法72の24の8）

課税標準の算定期間中の税率変更などの場合、いつの税率が適用されるかは、次による。

区 分	い つ か
(1) 各事業年度の付加価値額，資本金等の額，所得金額又は収入金額を課税標準とする場合	各 <input type="text" value="事業年度終了の日"/> 現在における税率
(2) 中間申告又は予定申告の場合	その <input type="text" value="事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日"/> 現在における税率

❗ここを覚えろ！

1. 標準税率は地方団体が地方税を課する場合に通常よるべき税率である。
2. 地方団体は標準税率に1.2を乗じて得た率を超える率で法人事業税を課することができない。
3. 課税標準の特例を用いた場合，標準税率の定めはない。

10-2 収入金額課税法人の標準税率

電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人につき適用される標準税率は次のとおりである。

① 標準税率（法72の24の7②）

法人の種類		課税標準	標準税率
電気供給業、ガス供給業（注）、 保険業及び貿易保険業		収入金額	$\frac{1.0}{100}$
小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	資本金の額 1億円超	収入金額	$\frac{0.75}{100}$
		付加価値額	$\frac{0.37}{100}$
	資本金の額 1億円以下	資本金等の額	$\frac{0.15}{100}$
		収入金額	$\frac{0.75}{100}$
特定ガス供給業	資本金の額 1億円以下	所得	$\frac{1.85}{100}$
		収入金額	$\frac{0.48}{100}$
	付加価値額	$\frac{0.77}{100}$	
	資本金等の額	$\frac{0.32}{100}$	

（注）導管ガス供給業に限る。

!ここを覚えろ!

1. 収入金額課税法人の課税体系及び標準税率

10-3 軽減税率適用法人の標準税率

軽減税率が適用される法人につき適用される標準税率は次のとおりである。

なお、外形対象法人の標準税率は、後日学習する。

① 標準税率

法人区分	課税標準	標準税率
(1) 一般法人 (法72の24の7①三)	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{3.5}{100}$
	所得のうち年400万円超800万円以下の金額	$\frac{5.3}{100}$
	所得のうち年800万円超の金額	$\frac{7.0}{100}$
(2) 特別法人 (法72の24の7①二) (注)	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{3.5}{100}$
	所得のうち年400万円超の金額	$\frac{4.9}{100}$

(注) 特別法人のうち一定の協同組合等については、所得のうち年10億円を超え

る金額は $\frac{5.7}{100}$ とする。(法附則9の2)

② 事業年度が1年に満たない法人の所得階層区分（法72の24の7④）

年400万円、年800万円を次のとおりに変えて区分する。

年400万円	→	$\frac{400\text{万円} \times \text{その事業年度の月数}}{12}$
年800万円	→	$\frac{800\text{万円} \times \text{その事業年度の月数}}{12}$

(注) 月数の端数

その事業年度の月数に、1月に満たない端数があるときは、その端数は1月として計算するものとする。

設 例

軽減税率が適用されるA社（事業年度：4/1～10/31，所得500万円）の所得階層区分を示しなさい。

解 説

- (1) 年400万円以下の金額

$$\frac{4,000,000\text{円} \times 7}{12} = 2,333,333\text{円} \quad \longrightarrow \quad 2,333,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

- (2) 年400万円超，年800万円以下の金額

$$\frac{8,000,000\text{円} \times 7}{12} = 4,666,666\text{円}$$

$$4,666,666\text{円} - 2,333,333\text{円} = 2,333,333\text{円} \quad \longrightarrow \quad 2,333,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

- (3) 年800万円超の金額

$$5,000,000\text{円} - 4,666,666\text{円} = 333,334\text{円} \quad \longrightarrow \quad 333,000\text{円} \quad (\text{千円未満切捨})$$

！ここを覚えろ！

1. 軽減税率適用法人の標準税率

法人区分	課 税 標 準	標準税率
(1) 一 般 法 人	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{3.5}{100}$
	所得のうち年400万円超800万円以下の金額	$\frac{5.3}{100}$
	所得のうち年800万円超の金額	$\frac{7.0}{100}$
(2) 特 別 法 人	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{3.5}{100}$
	所得のうち年400万円超の金額	$\frac{4.9}{100}$

10-4 軽減税率不適用法人の標準税率

軽減税率不適用法人につき適用される標準税率は次のとおりである。

① 標準税率

法人区分	課税標準	税率
(1) 一般法人	所得	$\frac{7.0}{100}$
(2) 特別法人 (注1, 2)		$\frac{4.9}{100}$

(注1) 特別法人の具体例 (法72の24の7⑤)

- ① 農業協同組合, 同連合会, 農事組合法人
- ② 消費生活協同組合, 同連合会
- ③ 信用金庫, 同連合会, 労働金庫, 同連合会
- ④ 中小企業協同組合 (企業組合を除く), 出資組合である商工組合 (信用組合), 同連合会
- ⑤ 出資組合である輸出組合
- ⑥ 船主相互保険組合
- ⑦ 漁業協同組合, 同連合会
- ⑧ 森林組合, 同連合会
- ⑨ 農林中央金庫
- ⑩ 医療法人

(注2) 特別法人のうち一定の協同組合等については, 所得のうち年10億円を超え

る金額は $\frac{5.7}{100}$ とする。(法附則9の2)

② 軽減税率不適用法人とは? (法72の24の7③)

つぎの2要件を満たす法人をいう。

- (1) 3以上の道府県 に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人であること。
- (2) 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上 であること。

③ 軽減税率不適用の理由

中小法人についての担税力などを考慮して軽減税率を認めているのであり，大法人については，その必要がないため不適用としている。

④ 軽減税率不適用法人であるか否かの判定時期

(法72の24の7⑥)

内 容		判 定 時 期
(1) 各事業年度の所得を課税標準とする法人		各事業年度終了の日 の現況
(2) 清算中の各事業年度の所得を課税標準とする法人	事務所等の数	各事業年度終了の日 の現況
	資本金の額又は出資金の額	解散の日 の現況
(3) 中間申告を行う法人		その 事業年度開始の日以後6月を経過した日(「6月经過日」という。)の前日 の現況

! ここを覚えろ!

1. 期末時点で①3以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人であり，かつ②資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人を軽減税率不適用法人という。

2. 軽減税率不適用法人の標準税率

法人区分	課 税 標 準	税 率
(1) 一般法人	所 得	$\frac{7.0}{100}$
(2) 特別法人		$\frac{4.9}{100}$

テーマ21 事業年度

理論：重要度 ★

計算：重要度 一

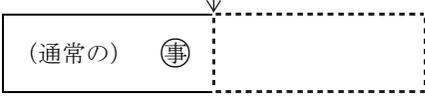
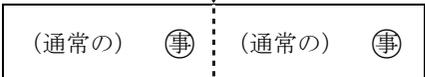
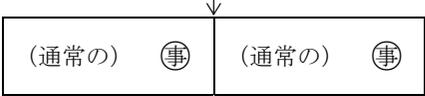
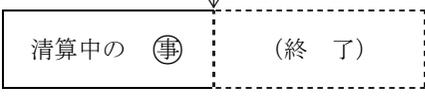
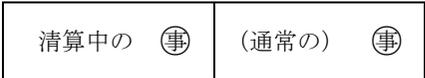
法人事業税の課税標準である所得等は、事業年度を単位として算定される。この事業年度の内容について学習していく。



学習のポイント

1. 理論で直接的に問われる可能性は低いと思われるが、他の理論の1項目として、あるいは事例問題に関係して問われる事は十分に考えられる。
2. 事業年度は、まず、通常の実業年度と、みなし事業年度に区分される。
3. 通常の実業年度は定款等に定めがある場合と定めのない場合、事業年度の期間が1年超の場合に区分される。

21-1 概 要

	ケ ー ス	事 業 年 度	
通常の 事業年度	(1) 法令等で定めあり	定 め た 期 間	
	(2) 法令等 で定めなし	① ②以外 政府への届出有	届 け 出 た 期 間
		政府への届出無	指 定 さ れ た 期 間
	②人格なき 社 団 等	政府への届出有	届 け 出 た 期 間
政府への届出無		1 / 1 ~ 1 2 / 3 1	
	(3) 事業年度期間→1年超	Ⓢ 開始日～1年ごと区分	
事業年度 の特 例	(1) 解 散 	Ⓢ 開始日～Ⓢ 日 Ⓢ 翌日～Ⓢ 末日	
	(2) 合 併 	Ⓢ 開始日～Ⓢ 前日	
	(3) 収益事業開始（一定の公益法人等） 	Ⓢ 開始日～Ⓢ 前日 Ⓢ 開始日～Ⓢ 末日	
	(4) 該当日等（公益法人等） 	Ⓢ 開始日～Ⓢ 前日 Ⓢ 日～Ⓢ 末日	
	(5) 残余財産確定 	Ⓢ 開始日～確定日	
	(6) 継 続 	Ⓢ 開始日～Ⓢ 前日 Ⓢ 日～Ⓢ 末日	
	(7) 外国法人が恒久的施設を有すること となった場合	Ⓢ 設置日～Ⓢ 末日	
	(8) 外国法人が恒久的施設を有しないこと となった場合	Ⓢ 開始日～Ⓢ 廃止日	

21-2 通常の事業年度

① 法令等で定めがある場合（法72の13①）

法令，定款，寄附行為，規則もしくは規約に定められている事業年度その他これに

準ずる期間 とされている。

参考

法 令	……	規定される銀行などの場合
定 款	……	一般の法人の場合
寄附行為	……	財団である医療法人や学校法人などの場合
規 則	……	宗教法人の場合
規 約	……	労働組合などの場合

② 法令等で定めがない場合

(1) 人格のない社団等以外の法人（法72の13②）

その法人が政府に届け出た期間，又は政府が指定した期間 を，その法人の事業年度とする。

法人税においては，その設立の日から2月以内に，その事業年度の期間を定めて納税地の所轄税務署長に届け出なければならないものとし，もし，法人がこの届け出をしない場合には，納税地の所轄税務署長の指定した事業年度によらなければならないとされている。

(2) 人格のない社団等（法72の13③）

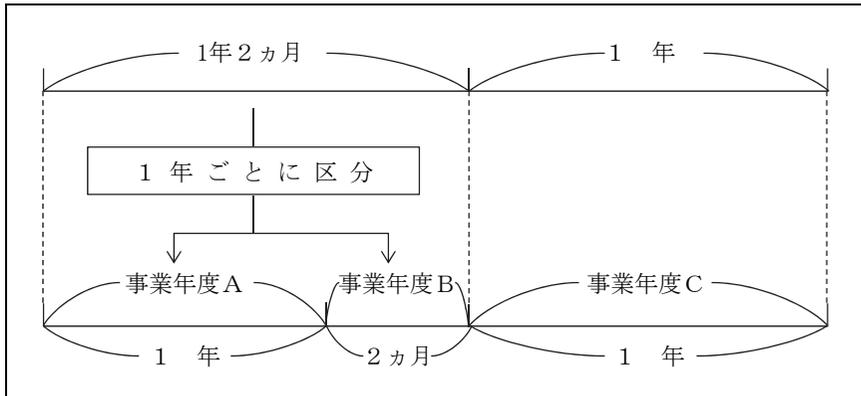
その社団等が政府に届け出た期間，又は，その年の1月1日から12月31日まで

の期間 その法人の事業年度とする。

③ 1年を超える事業年度の場合（法72の13④）

上記①の期間が1年を超える場合に、その期間開始の日から1年ごとに区分した各期間をそれぞれ1事業年度とする。

この場合、最後に1年未満の期間を生じたときは、その期間とする。



❗ここを覚えろ！

	ケース			事業年度
通常の 事業年度	(1) 法令等で定めあり			定めた期間
	(2) 法令等で定めなし	① ②以外	政府への届出有	届け出た期間
			政府への届出無	指定された期間
	②人格なき 社団等	政府への届出有	届け出た期間	
		政府への届出無	1/1 ~ 12/31	
(3) 事業年度期間 → 1年超				③ 開始日 ~1年ごと区分

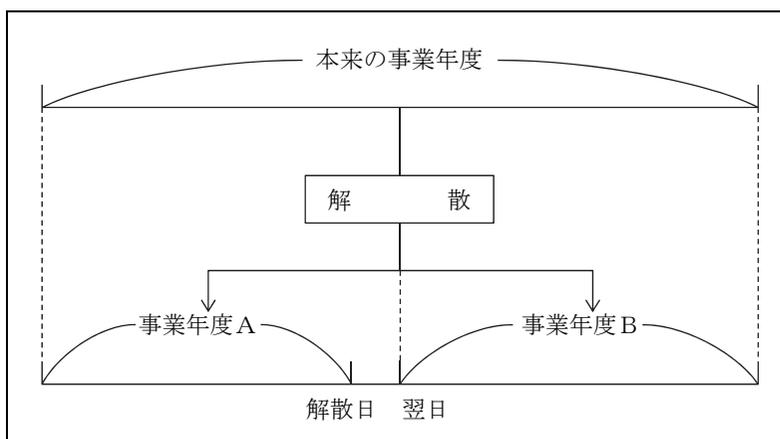
21-3 事業年度の特例

次の事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、21-3の規定にかかわらず、それぞれに定める日に終了し、これに続く事業年度は、次の②又は⑤に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

① 事業年度の中で法人が解散した場合（法72の13⑤一）

内国法人が事業年度の中で解散（合併による解散を除く。）をしたこと

……その解散の日

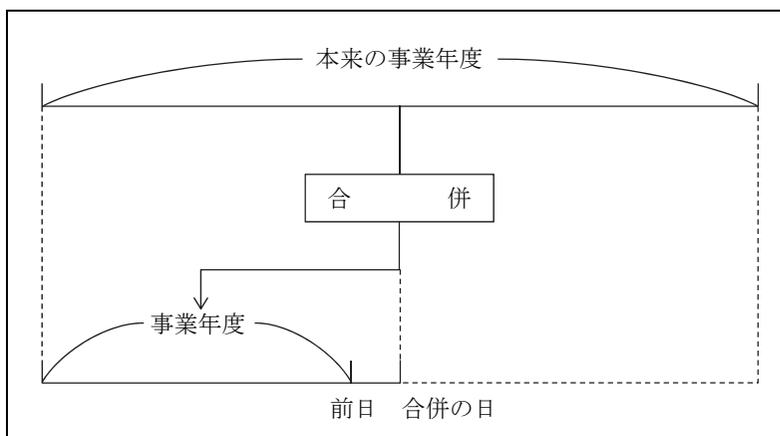


② 事業年度の中で法人が合併により解散した場合

（法72の13⑤二）

法人が事業年度の中で合併により解散したこと

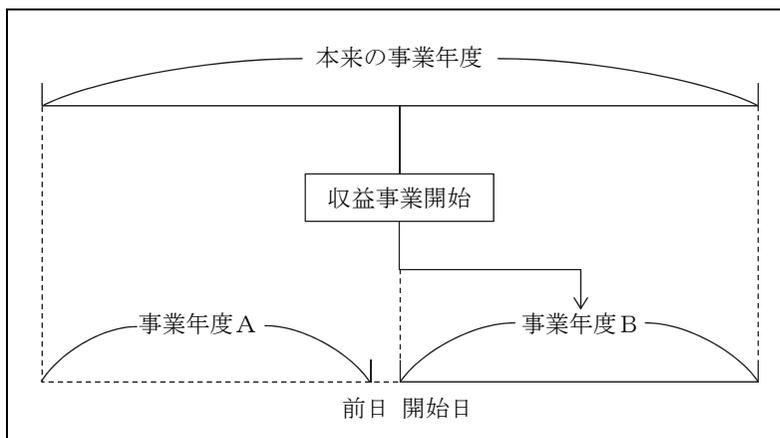
……その合併の日の前日



③ 一定の公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合等（法72の13⑤三）

公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと（人格のない社団等にあつては、上記 21-2②(2)の場合を除く。）

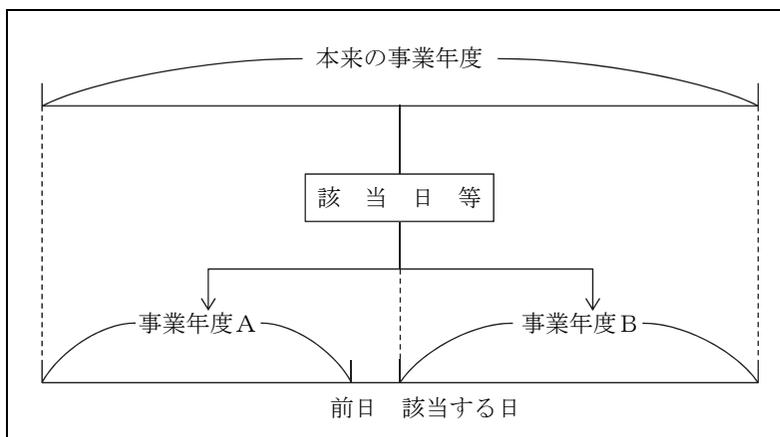
……その開始した日の前日。



④ 公益法人等が公益法人等以外の法人に該当することとなった場合等（法72の13⑤四）

公益法人等が事業年度の中途において公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなったこと又は公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなったこと

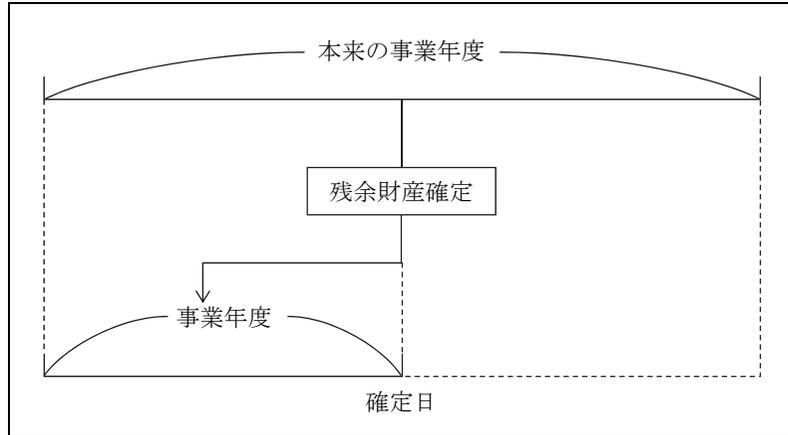
……これらの事実のうちいずれかが生じた日の前日



⑤ 清算中の法人の残余財産が確定した場合（法72の13⑤五）

清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと

……その残余財産の確定の日

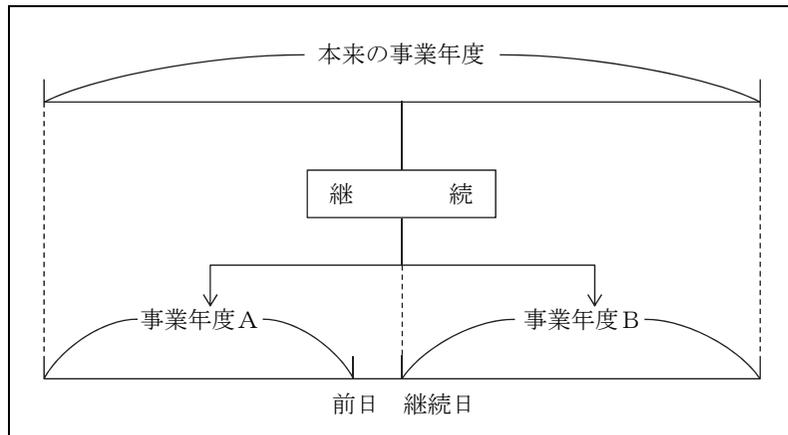


(注) 残余財産の確定後は事業税の課税標準算定の必要はない。

⑥ 清算中の法人が継続した場合（法72の13⑤六）

清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと

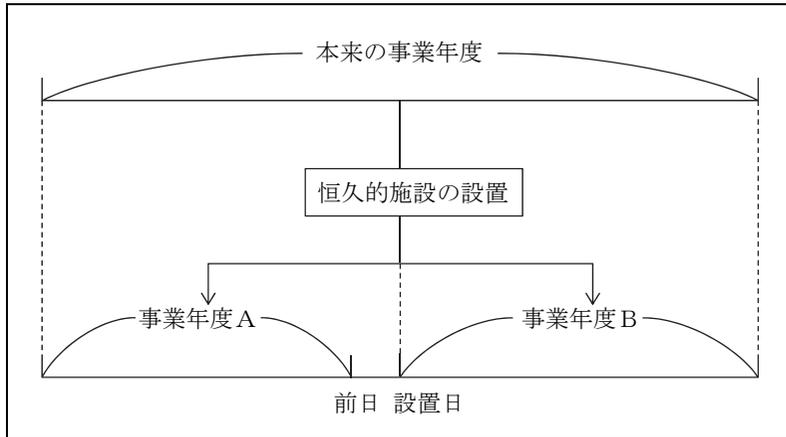
……その継続の日の前日



⑦ 外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（法72の13⑤七）

恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有すること
となったこと

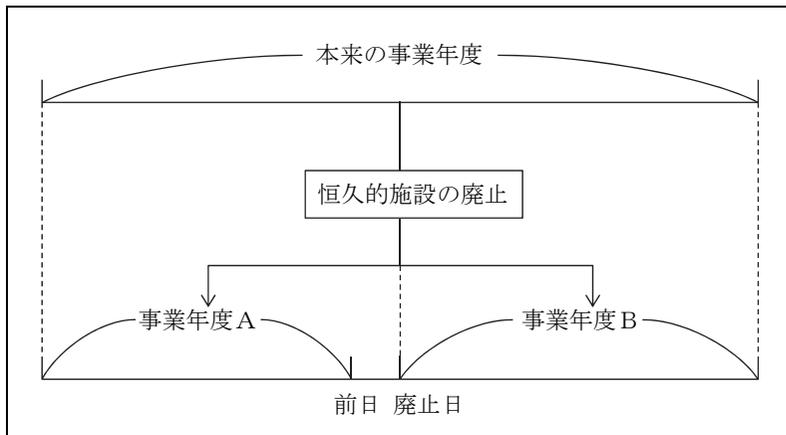
……その有することとなった日の前日



⑧ 外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合（法72の13⑤八）

恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこと
となったこと

……その有しないこととなった日



❗ここを覚えろ！

	ケース	事業年度
事業年度の特例	(1) 解散 	◎事 開始日～◎解 日 ----- ◎解 翌日～◎事 末日
	(2) 合併 	◎事 開始日～◎合 前日
	(3) 収益事業開始（一定の公益法人等） 	◎事 開始日～◎該 前日 ◎收 開始日～◎事 前日
	(4) 該当日等（公益法人等） 	◎事 開始日～◎該 前日 ----- ◎該 日～◎事 末日
	(5) 残余財産確定 	◎事 開始日～◎確定日
	(6) 継続 	◎事 開始日～◎継 前日 ----- ◎継 日～◎事 末日
	(7) 外国法人が恒久的施設を有することとなった場合	◎恒 設置日～◎事 末日
	(8) 外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合	◎事 開始日～◎恒 廃止日

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P. 2～7

問題 1 (事業税の概要)

基礎

[設問 1] 事業税の性格について下記①～③を埋めなさい。

- 1 事業税は地方税 (税) である。
- 2 事業税は である。
- 3 事業税は たる租税である。

[設問 2] 事業税の特徴について下記の表を完成させなさい。

	法人事業税	個人事業税
1.課税客体		
2.課税標準の算定期間		
3.課税標準の種類		
4.所得の算定方法		
5.税率		
6.徴収方法		

【解 答】

〔設問 1〕 ① 道府県 ② 物税 ③ 各種行政サービスの対価

〔設問 2〕

	法人事業税	個人事業税
1. 課税客体	法人の行う事業の全て	第1種事業・第2種事業及び第3種事業の3事業のみ
2. 課税標準の算定期間	事業年度単位	暦年（1月1日から12月末日までの期間）単位
3. 課税標準の種類	①電気供給業を営む法人 ②ガス供給業を営む法人 （一定のものを除く。） ③保険業を営む法人 ④貿易保険業を営む法人 ⑤①～④以外の法人 付加価値額，資本金等の額 所得等	所得
	収入金額 (+α)	
4. 所得の算定方法	法人税の所得の計算の方法	所得税の不動産所得・事業所得の計算の方法
5. 税率	法人の性格により適用税率が区分	事業の性格により適用税率が区分
6. 徴収方法	申告納付の方法	普通徴収の方法

問題 2 (法人事業税の課税標準)

基礎

法人事業税の課税標準につき下記の表を完成させなさい。

対 象		課税標準の区分	
(1) (2)以外の事業 (注 1)	① ②以外の法人 ④	各事業年度の ⑤	
		各事業年度の ⑥	
		各事業年度の ⑦	
	② 資本金 1 億円以下の株式会社、特別法人その他の法人	原則	各事業年度の ⑦
特例		資本金の額、売上金額等の ⑩	
(2) ① ② ③ 貿易保険業	① ②及び③以外の法人 (ガス供給業については導管ガス供給業に限る)		
	② 小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	資本金 ⑨ 超	各事業年度の ⑧
			各事業年度の ⑤
			各事業年度の ⑥
		資本金 ⑨ 以下	各事業年度の ⑧
			各事業年度の ⑦
			各事業年度の ⑦
	③ 特定ガス供給業		各事業年度の ⑧
	各事業年度の ⑤		
	各事業年度の ⑥		

(注 1) ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を含む。

【解 答】

- ① 電気供給業 ② ガス供給業 ③ 保険業 ④ 外形対象法人 ⑤ 付加価値額
⑥ 資本金等の額 ⑦ 所得 ⑧ 収入金額 ⑨ 1億円 ⑩ 外形標準

問題3 (事業税の事業年度)

基礎

下記1の場合に事業年度とされるものを下記2より選択しなさい。

1 法人・状況等

- (1) 清算中の内国法人である普通法人が事業年度の中で継続した場合
- (2) 法令，定款，寄附行為，規則若しくは規約（以下「法令等」という。）で事業年度を定めていない法人
- (3) 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中で事業形態を変更した場合
- (4) 事業年度の中で内国法人である普通法人の解散があった場合
- (5) 1年を超える事業年度の場合
- (6) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中で確定した場合
- (7) 法令等で定めがある場合
- (8) 法令等で事業年度を定めていない人格のない社団等

2 事業年度

- (A) 法令等に定める事業年度その他これに準ずる期間
- (B) その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間
- (C) 法人税法の規定によりその法人が政府に届け出，又は政府が指定した期間
- (D) ① その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間
② 継続の日からその事業年度の末日までの期間
- (E) ① その事業年度開始の日から恒久的施設を有することとなった日の前日までの期間
② 恒久的施設を有することとなった日からその事業年度の末日までの期間
- (F) ① その事業年度開始の日から解散の日までの期間
② 解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間
- (G) 法人税法の規定により政府に届け出た期間，又はその年の1月1日から12月31日
- (H) 事業年度開始の日から1年ごとに区分したそれぞれの期間（最後に1年未満の期間を生じたときは，その期間）

【解 答】

(1) — (D)

(2) — (C)

(3) — (E)

(4) — (F)

(5) — (H)

(6) — (B)

(7) — (A)

(8) — (G)

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ1-1、1-2、1-3、1-4、2-9

1-1

事業税の納税義務者

[ランクA]

1. 法人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人 (法72の2①)

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(4)の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、その法人に課する。

(2) 人格のない社団等 (法72の2④)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの(その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、事業税を課する。

(3) みなし課税法人 (法72の2⑤)

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

(4) 課税区分 (法72の2①)

① ②から④以外の事業

イ ロ以外の法人(外形対象法人)……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの……所得割額

② 電気供給業(次の③の事業を除く。)、ガス供給業のうち導管ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。)、保険業及び貿易保険業……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等(小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。)、発電事業等(発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。))及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記④①ロの法人……収入割額、及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(注) 判定の時期 (法72の2②)

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日(仮決算による中間申告納付にあってはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあっては解散の日)の現況による。

2. 個人事業税の納税義務者

重要度◎

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人（法72の2③）

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等（法72の2⑦）

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

3. 外国法人又は外国個人の事務所等（法72の2⑥）

重要度△

外国法人又は外国個人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

4. 法人課税信託（法72の2の2）

重要度△

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、事業税の規定を適用する。

5. 実質課税の原則（法72の2の3）

重要度△

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

6. 信託財産と事業税（法72の3）

重要度△

信託の受益者（受益者として権利を有するものに限る。）は、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

7. 非課税事業を行う法人又は個人（法72の4等）

重要度△

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

8. 用語の意義 (法72)

重要度△

- (1) 付加価値割……付加価値額により課する法人事業税をいう。
- (2) 資本割………資本金等の額により課する法人事業税をいう。
- (3) 所得割………所得により課する法人事業税をいう。
- (4) 収入割………収入金額により課する法人事業税をいう。

(MEMO)

1-2

事業税の事務所又は事業所

[ランクB]

1. 概要 (法72の2①③)

重要度△

事業税は、法人の行う事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となる。

2. 内国法人又は内国個人の事務所等 (取通1-6)

重要度○

(1) 意義

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(2) 留意点

① 事業の必要性について

事務所等において行われる事業は、その個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものは、事務所等として取り扱って差し支えない。

② 事業の継続性について

事務所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要する。

3. 外国法人等の事務所等 (法72の2⑥)

重要度△

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人（以下「外国法人」という。）又は国内に主たる事務所等を有しない個人が行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

4. 恒久的施設 (法72⑤、令10)

重要度△

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがあ

る場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人（以下「外国法人等」という。）については、その条約において定められたものとする。

(1) 国内にある支店、工場その他事業を行う次の場所

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所

(2) 国内にある長期建設工事現場等

建設、据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下「建設工事等」という。）で1年を超えて行う場所。

建設工事等の期間を1年以内にするを主たる目的として契約を分割して締結した場合などその他一定の場合には、建設工事等が1年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、それらを合計した期間により判定する。

(注) 除外する場所

外国法人等に属する物品若しくは商品又はそれらの在庫の保管、展示又は引渡しのためにのみ使用又は保有する施設等については、それが外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合には、上記(1)及び(2)に規定する場所に含まれないものとする。

ただし、国内にある上記(1)に掲げる場所（以下、「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する外国法人等が、その事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」という。）においても事業上の活動を行う場合において、当該他の場所が外国法人等の恒久的施設に該当するなど一定の要件に該当するときは、適用されない。

(3) 国内にある代理人等

外国法人等が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他一定の者

5. 個人事業税におけるみなし事務所等（法72の2⑦）

重要度△

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

1-3 事業税の非課税

【ランクB】

1. 概要

重要度△

事業税は、原則として法人の行うすべての事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して課されるが、一定の法人や事業等については、その性格から課税することが適当でないため、地方税法及び条例により非課税の規定が設けられている。

2. 非課税法人（法72の4①）

重要度△

道府県は、国及び次の法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区等
- (2) 地方独立行政法人
- (3) 公共法人に該当する独立行政法人
- (4) 国立大学法人等
- (5) 株式会社日本政策金融公庫等
- (6) 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会等

3. 非課税事業（法72の4②③）

重要度◎

道府県は、次の事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) **林業**（取通3-2の2(1)）
土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、伐採のみを行う事業は含まない。
- (2) **鉱物の掘採事業**
鉱物を掘採し、これを販売する事業をいう。
- (3) **農事組合法人が行う農業**
農地法の要件のすべてを満たす農事組合法人が行う農業をいう。

4. 非課税所得等（法72の5①②）

重要度△

道府県は、次の法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のも
のに対しては、事業税を課することができない。

- (1) 公益法人等に該当する独立行政法人
- (2) 日本赤十字社、医療法に規定する社会医療法人、社会福祉法人、宗教法人、

学校法人等

- (3) 弁護士会、司法書士会、税理士会等
- (4) 法人である労働組合等
- (5) 漁船保険組合等
- (6) 市街地再開発組合等
- (7) 損害保険料率算出団体等
- (8) 管理組合法人等
- (9) 一定の地縁団体
- (10) 法人である政党等
- (11) 特定非営利活動法人
- (12) 人格のない社団等

5. 道府県の条例による課税免除（法6①）

重要度△

道府県は、公益上その他の事由により課税を不相当とする場合には、課税をしないことができる。

6. 国際運輸業の相互非課税

重要度△

船舶又は航空機の国際運航の事業から生ずる所得は、それぞれの属する国において統一的に課税を行うとともに、他国の国際運輸業に対しては、相互に非課税の措置を講ずることが条約等により定められている。

1-4

事業税の事業年度

[ランクC]

1. 概要

重要度△

法人事業税の課税標準は、法人の継続する活動を一定期間に区切りこれを単位に計算する。この一定期間を定めたものが事業年度であり、基本的には法人税の事業年度と同じである。

2. 通常の場合

重要度△

(1) 法令等で定めがある場合（法72の13①）

法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約（以下「法令等」という。）に定める事業年度その他これに準ずる期間（以下「事業年度等」という。）をいう。

(2) 法令等で定めがない場合

① 人格のない社団等以外の法人（法72の13②）

法令等で事業年度等を定めていない法人については、法人税法の規定によりその法人が政府に届け出、又は政府が指定した期間をもって、事業年度とする。

② 人格のない社団等（法72の13③）

法令等で事業年度等を定めていない人格のない社団等については、法人税法の規定によりその人格のない社団等が政府に届け出た期間、又はその年の1月1日から12月31日までの期間をもって、事業年度とする。

(3) 1年を超える場合（法72の13④）

上記2. (1)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その期間）とする。

3. 事業年度の特例（法72の13）

重要度△

次の事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、上記2. (1)の規定にかかわらず、それぞれに定める日に終了し、これに続く事業年度は、次の(2)又は(5)に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

- (1) 内国法人が事業年度の間において解散（合併による解散を除く。）をしたこと
……その解散の日

- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと
……その合併の日の前日
- (3) 公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと（人格のない社団等にあつては、上記2.(2)②の場合を除く。）
……その開始した日の前日
- (4) 次に掲げる事実……その事実が生じた日の前日
 - ① 非課税法人（公共法人。以下同じ。）が事業年度の中途において公益法人等で収益事業を行うものに該当することとなったこと。
 - ② 非課税法人又は公益法人等が事業年度の中途において非課税法人及び公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなったこと。
 - ③ 非課税法人及び公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなったこと。
- (5) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと
……その残余財産の確定の日
- (6) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと
……その継続の日の前日
- (7) 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなったこと
……その有することとなった日の前日
- (8) 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなったこと
……その有しないこととなった日

2-9

法人事業税の税率

[ランクA]

1. 標準税率の意義 (法1①五)

重要度○

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいう。

2. 標準税率

重要度◎

(1) (2)以外の法人

① 内容

イ 外形対象法人 (法72の24の7①一)

- (a) 付加価値額……………100分の1.2
- (b) 資本金等の額……………100分の0.5
- (c) 所得……………100分の1.0

ロ 特別法人 (法72の24の7①二、法附則9の2)

- 所得のうち年400万円以下の金額…………… 100分の3.5
- 所得のうち年400万円を超える金額…………… 100分の4.9

(注) 一定の協同組合等にあつては、所得のうち年10億円を超える金額については100分の5.7とする。

ハ その他の法人 (法72の24の7①三)

- 所得のうち年400万円以下の金額…………… 100分の3.5
- 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額…………… 100分の5.3
- 所得のうち年800万円を超える金額…………… 100分の7.0

ニ 分割法人の場合の留意点 (法72の24の7⑤)

2以上の道府県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設けて事業を行う法人の軽減税率の適用を受ける所得は、関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

ホ 事業年度が1年未満の場合 (法72の24の7⑥)

上記ロ及びハの規定の適用については、規定中年400万円、年800万円及び年10億円とあるのは、400万円、800万円及び10億円にその事業年度の月数に乗じて得た額を12で除して計算した金額とする。

② 軽減税率不適用法人

3以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（以下「軽減税率不適用法人」という。）が行う事業に対する法人事業税の標準税率は、上記①にかかわらず、次の標準税率とする。

イ 特別法人（法72の24の7⑤一）

所得……………100分の4.9

（注）一定の協同組合等にあつては、所得のうち年10億円を超える金額については100分の5.7とする。

ロ その他の法人（法72の24の7⑤二）

所得……………100分の7.0

ハ 判定基準（法72の24の7⑧）

資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人であるかどうかの判定は、次の日の現況による。

(a) 各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）を課税標準とする事業税……………各事業年度終了の日

(b) 清算中の各事業年度の所得を課税標準とする事業税……………解散の日

(c) 仮決算又は予定申告の例外規定により中間申告納付すべき事業税……………その事業年度開始の日以後6月経過日の前日

③ 特別法人（法72の24の7⑦）

特別法人とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、消費生活協同組合、信用金庫、出資組合である商工組合（信用組合）、農林中央金庫、医療法人その他一定の法人をいう。

(2) 収入割が課される法人

① 電気供給業（次の②の法人を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人（法72の24の7②）

……………収入金額の100分の1.0

② 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業（法72の24の7③）

イ ロ以外の法人

(a) 収入金額……………100分の0.75

(b) 付加価値額……………100分の0.37

(c) 資本金等の額……………100分の0.15

ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人その他一定の法人

(a) 収入金額……………100分の0.75

(b) 所得……………100分の1.85

テーマ2 法人事業税の税額算定

③ 特定ガス供給業（法72の24の7④）

イ 収入金額	100分の0.48
ロ 付加価値額	100分の0.77
ハ 資本金等の額	100分の0.32

3. 制限税率（法72の24の7⑧）

重要度○

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記2.の標準税率に1.2（外形対象法人の所得割については1.7）を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

4. 課税標準の特例による場合（法72の24の7⑩）

重要度△

課税標準の特例による場合の税率は、一般の税率による場合の負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

5. 税率の適用区分（法72の24の8）

重要度△

法人事業税の税率は、各事業年度終了の日現在の税率による。ただし、仮決算又は予定申告の例外規定により中間申告納付すべき事業税にあってはその事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日現在の税率による。

